

## 検討会の設立趣旨

下水道整備の進展に伴い、全国の管路施設は約 47 万 km となり、今後は施設の老朽化が急速に進行していくことが見込まれている。このため、平成 27 年に下水道法を改正し、管路施設の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加した。平成 28 年度には、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を支援するために、下水道ストックマネジメント支援制度を創設した。

しかしながら、管路施設の老朽化等に起因した道路陥没が年間約 3,000 件発生し、適切な管路管理が求められるところ、地方公共団体、特に中小都市においては、職員数の減少及び維持管理予算の不足が顕著であり、管路管理の執行体制の確保及び効率的かつ効果的な管路管理の実施が必要不可欠である。

これらを実践していくための有効な手段の 1 つとして、民間の実施体制及び創意工夫を活かし、管理の効率化及び質の向上を期待できる包括的民間委託が注目される。

国土交通省では、平成 26 年 3 月に「**下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン**」を公表し、地方公共団体における管路管理の包括的民間委託の推進を図ってきた。平成 29 年 3 月には、管路管理の包括的民間委託を導入した地方公共団体に対して事業スキーム及び導入効果等のアンケート調査を行い、結果を「**下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集**」にとりまとめた。本ガイドラインの公表から 5 年間半が経過し、数は限られるものの、管路管理の包括的民間委託の事例が積み重ねられてきた。

このような状況を踏まえ、本検討会は、地方公共団体、特に執行体制が脆弱な中小都市が、適切な管路管理を実践する手段として包括的民間委託の導入検討が円滑に行えるよう、既往の導入事例を踏まえて、実務的な内容を盛り込み、本ガイドラインを改正することを趣旨として設立する。